

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

市ホームページを全面リニューアル

より見やすく、探しやすいホームページにするため、市ホームページのリニューアルを行います。

今後も引き続き、市政情報やイベント情報などをお知らせしていきます。

公開日 2月1日(水)10:00

URL https://www.city.zama.kanagawa.jp/

※トップページを除く全てのページのURLが変わります。個別のページをブラウザのお気に入りなどに登録していた方は、再度登録してください。

担当 市政戦略課 ☎046(252)8321 FAX 046(255)5090

広野台第二自治会の備品を宝くじの助成金により整備

広野台第二自治会では、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業を活用し、コミュニティ活動に必要な備品（プロジェクター、スクリーン、DVD、DVDプレーヤー、書庫）を整備しました。

同法人は、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として、コミュニティ助成事業を行っています。同自治会で行われるイベントなどで有効に活用し、コミュニティ活動の推進に努めます。



担当 市民協働課 ☎046(252)7966 FAX 046(255)3550

2月に納めていただくのは
国民健康保険税(第9期) 介護保険料(第9期) 後期高齢者医療保険料(第8期)
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Pay、PayPayで納めてください。

2月の相談日 (祝・休日を除く) ※相談はいずれも無料です。

- 1消費生活(訪問販売・多重債務など)
日時 毎週月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00(第2水曜日(8日)は午後のみ)
場所 市役所1階広聴人権課内消費生活センター ☎046(252)8490(電話相談も可)

- 2～9予約制(電話可) 場所 市役所1階広聴人権課内相談室
※1日8:30から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。
10人権擁護委員(差別問題など)、11女性(DVなど)
日時 10月14日(毎月第2火曜日)13:30～16:00(電話相談のみ、事前予約制) ☎046(252)8087 FAX 046(252)0220

- 16自立サポート
日時 毎週月曜～金曜日9:00～16:00
場所 市役所1階生活支援課
担当 生活支援課 ☎046(252)8566 FAX 046(252)7043

防災行政無線の内容は、音声自動応答サービス☎0120(673)679で確認できます。
担当 危機管理課 ☎046(252)7395 FAX 046(252)7773



市民の皆さんからのご意見を～パブリックコメント情報～ 座間市空き家等対策計画(案)にご意見を

空き家等の適正管理などを目的とした「座間市空き家等対策計画(案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんからのご意見を募集します。

意見を提出できる方 市内在住・在勤・在学者、市内に事務所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

募集期間 3月2日(木)まで

閲覧 市ホームページまたは市役所3階市民協働課・1階市民情報コーナー、各出張所(北出張所を除く)、青少年センター、市公民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター(相模が丘コミュニティセンターを除く)

意見の提出方法 市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名(法人などは名称と代表者氏名)、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所市民協働課宛てに郵送(必着)、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えてご記入ください。

担当 市民協働課 ☎046(252)8158 FAX 046(255)3550

重度障害者介護手当

次の要件を全て満たす方を対象に、市重度障害者介護手当を支給します。

被介護者要件

障害要件 令和4年4月1日から起算して11カ月以上継続して、次のいずれかに該当する方
●障害等級1級・2級の身体障害者手帳を持っている
●障害等級A1・A2の療育手帳を持っている
●知的障害者更生相談所で、知能指数35以下と判定された

在住要件 令和5年3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方

在宅要件 他の人の介添え無く食事、着脱衣、排泄などが困難で、ほぼ寝たきりの在宅者(2月29日からさかのぼって1年以内に次のいずれかに該当する方を除く)
●障害児者施設など(作業所含む)に入所・通所(年間7日以内の短期入所の利用を除く)している
●グループホーム、老人ホームなどに入居している

年齢要件 令和4年4月1日時点で、3歳以上65歳未満の方

介護者要件

在住要件 令和5年3月1日まで継続して1年以上市内に在住する方
在宅要件 令和5年3月1日まで被介護者と1年以上同居し、11カ月以上常時介護している方で、就労(アルバイト・パートを含む)していない方

支給額 年額10万円

申込 2月28日(火)までに身体障害者手帳、療育手帳または判定書などを持参し、直接担当へ

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX 046(252)7043